

作成日：2011年2月1日

ハンガリー共和国

特許庁の所在地：

Hungarian Patent Office

Garibaldi-u, 2,
1054-Budapest,
Hungary

P.B. 552, H-1370 Budapest 5, Hungary

Tel: 36 1 474 55 61

Fax: 36 1 474 55 34

E-Mail: mszh@hpo.hu

Website: <http://www.hpo.hu>

目 次

< 共通情報 >

1. 加盟している産業財産権関連の条約
2. 現地代理人の必要性有無
3. 現地の代理人団体の有無
4. 出願言語
5. その他関係団体
6. 特許情報へのアクセス

< 特許制度 >

1. 現行法令について
2. 特許出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ
9. 存続期間及びその起算日
10. PCT に加盟している場合、その国内段階手続の概要
11. 留意事項

< 実用新案制度 >

1. 現行法令について
2. 実用新案出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ
9. 存続期間及びその起算日
10. (無審査登録制度の場合) 第三者対抗要件について
11. PCT に加盟している場合、その国内段階手続の概要
12. 留意事項

<意匠制度>

1. 現行法令について
2. 意匠出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ
9. 存続期間及びその起算日
10. 部分意匠制度の有無
11. 留意事項

<商標制度>

1. 現行法令について
2. 商標出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ
9. 存続期間及びその起算日
10. 出願時点での使用義務の有無
11. 保護対象
12. 留意事項

共通情報

1. 加盟している産業財産権関連の条約

- (1) パリ条約 (Paris Convention)
- (2) 特許協力条約 (PCT)
- (3) 欧州特許条約 (European Patent Convention)
- (4) 微生物の寄託の国際承認に関するブタペスト条約 (Budapest Treaty)
- (5) WIPO 設立条約 (WIPO)
- (6) 植物新品種保護に関する国際条約 (UPOV)
- (7) 世界貿易機構 (WTO)
- (8) 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS)
- (9) 標章の国際登録に関するマドリッド協定 (International Trademark Registration)
- (10) 標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書 (International Trademark Registration (Protocol))
- (11) 外国公文書領事認証免除に関するヘーグ協定 (Hague Agreement)

2. 現地代理人の必要性有無

ハンガリー国内に住所を有していない出願人は、現地代理人（弁理士又は弁護士）を選任しなければならない。

3. 現地の代理人団体の有無

Hungarian Chamber of Patent Attorneys
H-1054 Budapest, Kalman Imre utca 14
Tel: 36 1 331 01 83
Fax: 36 1 302 79 59
E-mail: ugyvivo@szabadalmikamara.hu

4. 出願言語

ハンガリー語以外の言語でも出願できます。

5. その他関係団体

JETRO Budapest Office
1051, Budapest, Bajcsy-Zsilinszky ut 12, Hungary
Tel: 36 1 266 7687
Fax: 36 1 266 7688

6. 特許情報へのアクセス

http://84.2.39.106/piaopt/pia09_04reg.htm?v=hunpia&a=eng%start

検索方法等の詳細は不明です。

特許制度

1. 現行法令について

2002年の改正特許法が適用されております。

2. 特許出願時の必要書類

(1) 願書 (Request)

出願人の名称、発明者の氏名、現地代理人の氏名、優先権主張の場合にはその情報等を記載します。

現地代理人が作成し、署名して提出します。

(2) 細書及びクレーム (Specification & Claims)

ハンガリー語以外の言語による明細書等でもって出願することができます。但し、この場合には、出願日から4ヶ月以内にハンガリー語の翻訳文を提出する必要があります。

(3) 必要な図面及び要約 (Drawings & Abstract)

(4) 委任状 (Power of Attorney)

出願人が署名します。認証は不要です。

(5) 譲渡証 (Assignment)

発明者及び出願人が署名します。認証は不要です。

(6) 優先権証明書 (Priority Document)

- ・優先権証明書は、出願日から4ヶ月以内に提出する必要があります。
- ・優先権譲渡証は、第一国出願とハンガリー出願の出願人が異なる場合に必要となります。
- ・国内優先権を主張することもできます。

3. 料金表 (単位: ハンガリー フォリント (HUF))

(1) 出願料金	3 4 0 0 0
(2) 調査報告作成の請求	2 8 0 0 0
(3) 審査請求料金	5 8 0 0 0
・ 調査報告作成後、審査請求料金	4 0 0 0 0
(4) 期間延長料金	
① 1回目	4 8 0 0
② 2回目	8 5 0 0
③ 3回目	1 6 0 0 0
(5) 特許付与及び印刷料金	3 2 0 0 0
(6) 年金	
1年度	4 8 0 0 0

2年度	5 3 5 0 0
3年度	8 0 0 0 0
4年度	8 0 0 0 0
5年度	1 0 1 5 0 0
6年度	1 0 1 5 0 0
7年度	1 1 2 0 0 0
8年度	1 1 2 0 0 0
9年度	1 2 3 0 0 0
10年度	1 2 3 0 0 0
11年度	1 2 8 0 0 0
12年度	1 2 8 0 0 0
13年度	1 3 3 5 0 0
14年度	1 3 3 5 0 0
15年度	1 3 9 0 0 0
16年度	1 3 9 0 0 0
17年度	1 4 4 0 0 0
18年度	1 4 4 0 0 0
19年度	1 4 9 5 0 0
20年度	1 4 9 5 0 0

4. 料金減免制度について

不明です。

5. 実体審査の有無

実体審査が行われます。

6. 出願公開制度の有無

出願公開制度が採用されております。

7. 審査請求制度の有無

審査請求制度が採用されております。

8. 出願から登録までの手続の流れ

上述しましたように、ハンガリーでは、出願公開制度、審査請求制度を採用しております。

審査請求は、出願公開日から6ヶ月以内に行わなければなりません。

(1) 予備審査について

① 出願日認定に必要な書類が提出されているか否かについて、審査されま

す。

- ② 出願日認定に必要な最低限の書類が提出されていないと判断された場合、指定期間内に補正を求められ、その補正に応答した日が出願日として認定されます。

(2) 方式的審査について

上記審査後、方式的要件を満たしているか否かについて、審査されます。

(3) 特許事由について

次の事項は発明とは認められません。

- ・ 発見や、科学的理論又は算術的方法の場合
- ・ 美的創作物である場合
- ・ 遊戯方法やビジネスの方法の場合
- ・ コンピュータプログラム自体の場合
- ・ 人体又は動物体の診断方法の場合
- ・ 公序良俗に反する恐れのある場合

(4) 新規性について

出願に係る発明が、出願日（又は優先日）前に公然知られ、使用され又は世界のいずれかの場所で、公衆に利用可能とされている場合には、新規性を有しません（絶対的新規性を採用しております）。

更に、出願後、出願公開等された先の出願の明細書等に記載された発明と同一である、後の出願は特許を得ることはできません。我国特許法29条の2の規定と同様です。この場合、出願人が同一の場合でも適用されます。但し、次の場合は、新規性喪失したものとはみなされません。

- ① 出願日（又は優先日）前6ヶ月以内における、特許を受ける権利を有する者の意に反して、発明が公表された場合。
- ② 出願日（又は優先日）前6ヶ月以内における、特許を受ける権利を有する者により、国際的博覧会に出展された場合。

(5) 新規性調査について

- ① 特許庁は、新規性調査を行い、新規性調査報告を作成します。この新規性調査報告書は、引用された文献とともに出願人に送付されます。なお、新規性調査報告の情報は、出願公開に含まれます。
- ② 出願人が請求すれば、特許庁の見解を伴う新規性調査報告が作成されます。この請求は、出願日から1ヶ月以内に手数料を納付する必要があります。

(6) 出願公開について

出願は、出願日（又は優先日）から1年6ヶ月経過後公開されます。

(7) 実体審査について

- ① 上述しましたように、特許を受けるためには遅くとも新規性調査の内容が公報に公開された日から6ヶ月以内に、審査請求をしなければなりません。

この期間内に審査請求をしなかった場合には、出願は取り下げられたものとみなされます。

なお、上記公開前に出願が取り下げられたときは、請求により審査請求料金は返還されます。

- ② 実体審査後、特許要件を満たしていないと判断された場合、拒絶理由通知が発せられ、出願人は当該理由通知に対して意見書や補正書の提出をすることができます。
- ③ 一方、特許要件を満たしていると判断された場合には、特許庁は特許とすべき最終的な明細書等を出願人に送付し、当該通知日から3ヶ月以内に出願人に最終的な明細書等の内容に同意するか否かを、求めます。
- ④ 出願人が同意し、3ヶ月以内に必要な料金を納付することにより、特許が付与されます。

なお、出願人が上記とは異なり、明細書等の補正を希望する場合には、特許庁はこれらの補正を考慮するか否かについて決定します。

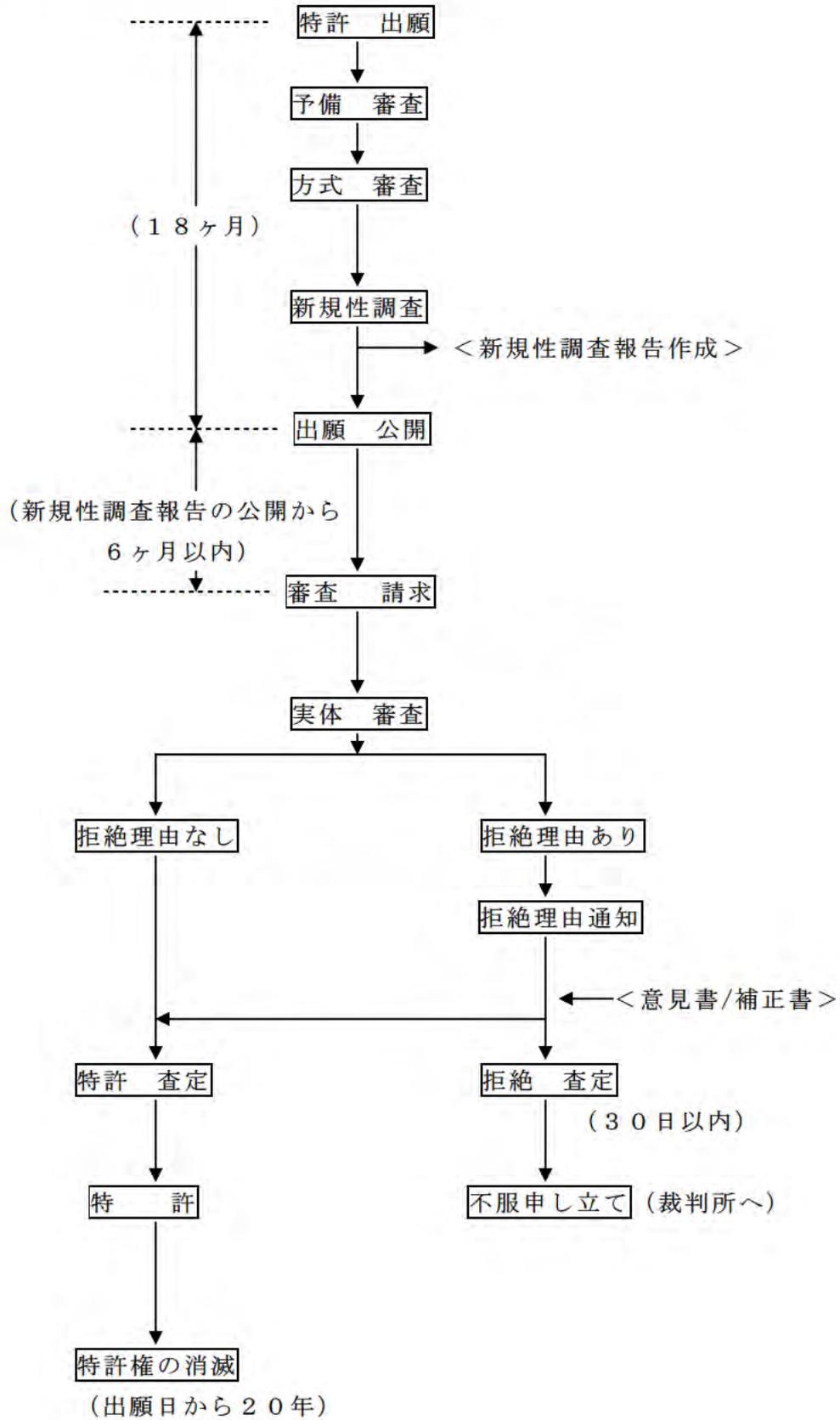
- ⑤ 特許が付与された後は、明細書等とともに特許証が発行され、特許公報に公告されます。
- ⑥ 特許が拒絶された場合には、拒絶査定通知日から30日以内に裁判所に対して、特許庁の査定の再考を請求することができます。

(8) 異議申し立てについて

特許付与前及び後の異議申し立て制度は採用されておりません。

但し、何人も出願公開後、自己の意見を特許庁に提出することができます。

出願から特許権の消滅までのフローチャート



9. 特許権の存続期間及び起算日

- (1) 特許権存続期間は、出願日から20年で、特許権の設定登録日より発生します。
- (2) 出願を維持するために、いわゆる出願維持年金を納付する必要があります。

10. PCTに加盟している場合、その国内段階手続の概要

- (1) 国内段階移行期限：優先日から31ヶ月以内です。
但し、追加料金を納付することにより、その後3ヶ月（34ヶ月）以内に手続きすることが認められています。
- (2) 提出すべき書類： 以下の書類のハンガリー語による翻訳文の提出が必要です。
 - ・ 明細書、請求の範囲、要約及び図面の文言
 - ・ 19条や34条補正がされた場合、国際出願時の請求の範囲及び補正後の翻訳文
 - ・ 委任状
 - ・ 譲渡証（国際出願時の出願人と国内移行時の出願人が同一の場合は、不要です。）

11. 留意事項

1. 出願の際

- (1) ハンガリー国において発明の保護を求める場合、パリルートによる直接出願する方法、PCT国際出願による方法、及びEPC出願による方法の、3通りが考えられます。
このような方法から見て、パリルートによる直接出願する方法は、実務的に非常に少ないかと思われます。
しかしながら、優先期限間際に直接出願することが決定した場合には、日本語による明細書でもって出願ができます。また、出願人や優先権情報等の情報の提出でもって、出願をすることもできますので、いざという場合には、有意義かと思えます。
- (2) 現地代理人に出願書類を送付したら、必ず書類の受取通知及び出願が完了した場合には、その完了通知を優先期限内に現地代理人から入手するよう留意すべきでしょう。
現地代理人が、出願書類は受領したが、優先期限内に出願するのを怠ってしまう場合も想定することができるからです。

2. 出願後審査中

- (1) 出願すると、特許庁により新規性調査報告が作成されますが、出願人は

出願日から1ヶ月以内に手数料を納付することにより、特許庁の見解を伴う新規性調査報告書を入手することができます。

この報告書は実体的要件についての特許庁の見解/評価ですので、十分利用価値があるかと思われます。

但し、請求できる期間が1ヶ月と短いですので、その点留意して下さい。

(2) 特許になった場合には、必ず最終的なクレームの英訳文を作成してもらうようにすべきでしょう。

ハンガリー語だけですと、理解が困難であり、英文によるクレームを入手していれば、権利侵害等問題が生じた場合に即座に判断が可能となるからです。

3. 特許後

EPC 出願からハンガリー指定国において EPC 特許を有効にするためには、EPC 特許明細書全体のハンガリー語翻訳文をハンガリー特許庁に提出しなければなりません。

即ち、2008年5月に発行したロンドン協定は、ハンガリー国には適用されませんので、その点留意して下さい。

実用新案制度

1. 現行法令について

2004年5月1日施行の改正法が適用されています。

2. 実用新案出願時の必要書類

特許出願の場合と殆ど同様です。

但し、特許出願の場合とは異なり、図面が必須の提出書面であり、要約は提出する必要はありません。

(1) 願書 (Request)

出願人の名称及び住所、代理人の氏名及び住所、優先権を主張する場合は、
国名、出願年月日及び出願番号を記載します。

(2) 明細書及び請求の範囲 (Specification & Claims)

(3) 図面 (Drawings)

図面は、出願時の必須書面です。

(4) 委任状 (Power of Attorney)

(5) 優先権証明書 (Priority Document)

3. 料金表 (単位: ハンガリー フォリント (HUF))

(1) 出願料金 1 7 0 0 0

・ 10以上クレーム加算料金 1 1 0 0

(2) 年金

2年度 2 1 4 0 0

3年度 2 1 4 0 0

4年度 2 1 4 0 0

5年度 2 1 4 0 0

6年度 3 2 0 0 0

7年度 3 2 0 0 0

8年度 3 2 0 0 0

9年度 3 2 0 0 0

10年度 3 2 0 0 0

4. 料金減免制度について

不明です。

5. 実体審査の有無

実体審査は行われません。

6. 出願公開制度の有無

出願公開制度は採用されておられません。

7. 審査請求制度の有無

実体審査請求制度は採用されておられません。

8. 出願から登録までの手続の流れ

出願書類が提出された後は、実体的な審査は行われず、方式的要件を満たしているか否か、実用新案登録出願に係る考案が保護対象に該当するか否か、及び出願の単一性の要件を満たしているか否かについて、審査が行われます。

(1) 保護対象について

実用新案の保護対象は、物品に関する構造、配置や物品の部品の配置に関する解決手段であると、されております。

(2) 不登録事由について

- ① 上記保護対象から、方法、化学物質、医薬また飲食品等については、登録を受けることはできません。
- ② また、公序良俗に反する実用新案も登録を受けることはできません。

(3) 新規性について

新規性を有するためには、出願に係る実用新案が以下に該当しないことが必要です。

- ① 出願日（又は優先日）前に、出願に係る実用新案が世界のいずれかの場所において、掲載された刊行物において公衆の利用可能な状態になっていないこと。
- ② 出願日（又は優先日）前に、ハンガリー国内において公然と実施されていないこと。
- ③ 出願後、公開された先の特許出願や実用新案登録出願の願書に添付した明細書等に記載された発明等と、同一でないこと。出願人が同一の場合でも適用されます。

但し、次の場合には、新規性は喪失しないものとみなされます。

- ・ 出願日（又は優先日）前、6ヶ月以内における登録を受ける者の同意を得た者による、実用新案の公表の場合。
- ・ 出願日（又は優先日）前、6ヶ月以内における登録を受ける権利を有する者の意に反する行為による、実用新案の公表や実施の場合。

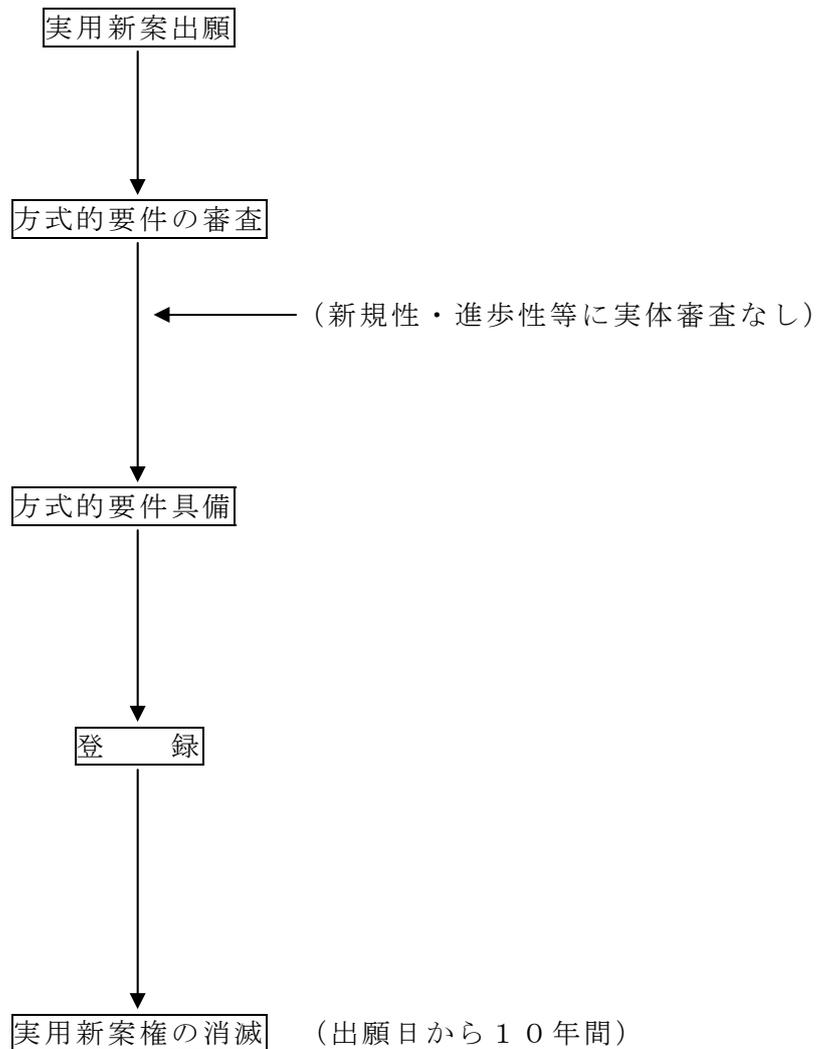
(4) 審査手続きについて

- ① 方式的要件を満たしていると判断されると、登録されます。
- ② なお、新規性等の要件を満たしていない実用新案登録は、登録後無効理由

となります。

- ③ 方式的要件を満たしていないとの拒絶査定に対しては、裁判所に不服申し立てをすることができます、

出願から実用新案権の消滅までのフローチャート



9. 存続期間及びその起算日

- (1) 存続期間は出願日から10年です。実用新案権は、設定登録日から発生します。
- (2) 出願時から年金を納付する必要があります。

10. (無審査登録制度の場合) 第三者対抗要件について

規定はありません。

1 1 . PCT に加盟している場合、その国内段階手続の概要

特許出願の場合と同様です。

- (1) 国内段階移行時期： 優先日から31ヶ月以内です。
- (2) 提出すべき書類： 以下の書類のハンガリー語による翻訳文の提出が必要です。

国際出願時の明細書・請求の範囲・図面中の説明

19条補正書及び陳述書

34条補正書等

1 2 . 留意事項

原則として、特許出願の場合と同様です。

意匠制度

1. 現行法令について

現在は、意匠の法的保護に関する2001年法律第XLVII号（2002年1月1日施行）が施行されています。

2. 意匠出願時の必要書類

- (1) 願書：創作者の氏名・住所、出願人の名称・住所、意匠に係る物品名（ロカルノ協定に基づく国際分類により特定する）、優先権情報等を記載します。
- (2) 意匠の表現物（図面又は写真3通）：意匠の外観が明確に表現されていることが必要です。明細書、請求の範囲は必要ありません。
- (3) 委任状：出願人の署名のみで認証は不要です。
- (4) 宣誓書：出願人が意匠の創作者である旨の宣誓。出願人が創作者でない場合には、出願人が保護を受ける権利を有する旨の創作者の宣誓書。
- (5) 譲渡証：創作者が出願人でない場合に必要となります。
- (6) 優先権証明書：出願日から2ヶ月以内に提出する必要があります。
 - ★一の意匠出願で、意匠の本質的特徴が共通する50のバリエーション（変形の態様）の意匠を包含することができます。但し、意匠に係る物品が同一の国際分類に属していることが条件とされます。
 - ★出願公開の繰り延べ請求をする場合には、出願時にその請求を行います。最長で、優先日から30ヶ月まで出願公開が繰り延べられます。

3. 料金表（単位：ハンガリー フォリント（HUF））

(1) 意匠出願	
* 一意匠の場合	3 2 0 0 0
* 追加の各意匠	6 4 0 0
(2) 出願公開の繰り延べ請求	1 0 7 0 0
(3) 更新出願	
* 1回目	6 4 0 0 0
* 2回目	8 5 4 0 0
* 3回目	1 0 7 0 0 0
* 4回目	1 6 0 0 0 0
(4) 期間延長請求	
* 1回目	4 8 0 0
* 2回目	8 5 0 0
* 3回目以降	1 6 0 0 0

(5) 出願の補正	
* 1回目	4 8 0 0
* 同一行為について2回目	8 5 0 0
* 同一行為について3回目	1 6 0 0 0
(6) 譲渡の登録	1 5 0 0 0
(7) ライセンスの登録	1 5 0 0 0
(8) 取消申請	1 2 8 0 0 0

4. 料金減免制度について

意匠の創作者が出願人となって出願する場合には、出願手数料が25%減額されます。

5. 実体審査の有無

意匠出願については、新規性等の実体審査が行われます。

6. 出願公開制度の有無

出願公開制度が採用されております。意匠出願は、最先の優先日から9ヶ月経過後に出願公開されます。上述の通り、出願公開の繰り延べ請求が認められています。

7. 審査請求制度の有無

意匠出願は、全件実体審査の対象となりますので出願審査請求制度は採用されておりません。

8. 出願から登録までの手続の流れ

意匠出願は、最初に方式的要件の審査が行われ、その後、新規性等の実体要件を満たしているか否かについて審査が行われます。上述のように意匠出願は最先の優先日から9ヶ月後に出願公開され、第三者は当該意匠出願が登録されるべきでないとの情報提供をすることができます。出願公開は、出願人の請求があれば、最長で最先の優先日から30ヶ月まで繰り延べられます。

実体審査の結果、その意匠登録出願が新規性を有さず、または不登録事由に該当すると判断された場合には、拒絶理由通知が出されます。出願人はこの通知に対して指定期間に意見書、補正書の提出をすることができます。出願人の提出した意見書等によっても依然として拒絶理由が解消していない場合には、その出願は拒絶の査定がなされます。

特許庁の拒絶査定に対して不服を有する場合には、出願人はブダペストのメトロポリタン裁判所に対して再考請求することができます。その判決に不服を有す

る場合には、15日以内に最高裁判所に上告することができます。

審査の結果、意匠出願が登録されるべきと判断された場合には、特許庁は出願人に対してその旨を通知します。その後、意匠出願は意匠登録され公表されます。なお、意匠法には異議申立制度は規定されておりません。意匠出願の実体的登録要件、不登録事由は以下の通りです。

【主な不登録事由】

(1) 新規性を有していないこと

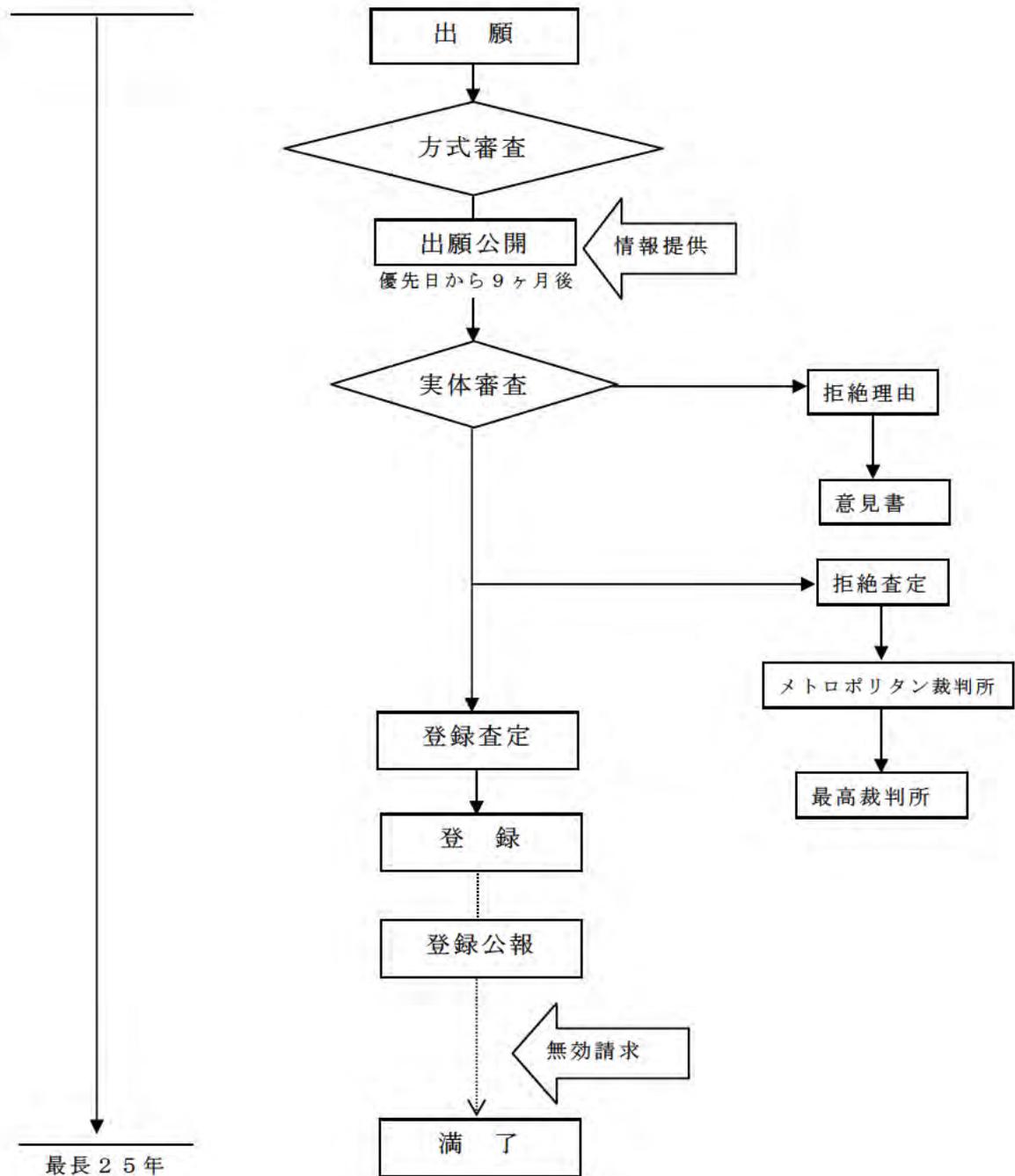
意匠は、その出願日（又は優先日）前に同一の意匠が公衆の利用可能な状態に置かれていなければ新規性を有します。「公衆の利用可能な状態」とは、意匠に係る物品の公表、展示、市場投下などをいいます。

(2) 技術的機能のみによって定められる外観の特徴を現す意匠

(3) 国家記章などの不正使用を構成する場合

(4) 公序良俗に反する場合

(5) 出願に係る意匠が、先願の意匠と同一又は類似の場合



9. 存続期間及びその起算日

意匠権の存続期間は、出願日から起算して5年間です。意匠権者の請求により4回更新することができます。従いまして、存続期間は最長で出願日から25年間となります。

10. 部分意匠制度の有無

部分意匠制度は採用されておられません。

11. 留意事項

(1) 定義

意匠とは、工業製品及び手工芸品の製品の外観を意味するものとされています。技術的機能のみに由来する製品の外観の特徴は意匠として保護されません。

(2) 無効、取消し

登録意匠が、新規性欠如等の不登録事由に該当する場合には、第三者は特許庁に対して登録無効の請求をすることができます。

(3) 関連意匠出願

意匠出願人は、その意匠出願の6ヶ月前に行った意匠出願に係る意匠が、その意匠と主題が共通する場合には、当該先の意匠出願の優先権を主張して意匠出願をすることができます。

(4) 国際登録等

ハンガリーは、意匠の国際寄託に関するヘーグ協定の加盟国ですので、国際寄託出願を行う資格を有する者はハンガリーを指定する国際寄託により意匠の保護を受けることができます。

また、ハンガリーは欧州連合にも加盟していますので、共同体意匠に基づく保護を受けることも可能となっています。

(5) 譲渡、ライセンス

譲渡、ライセンスは、第三者に対抗するためには、特許庁に登録する必要があります。

商標制度

1. 現行法令について

現在は、1997年施行の商標及び地理的表示の保護に関する法律が適用されています。

2. 商標出願時の必要書類

- (1) 願書：出願人の住所及び氏名、商品又はサービス及びその区分（ニース分類に従うハンガリー語による商品、サービスの正式な表示は出願から4ヶ月以内に提出することができます）。
- (2) 商標見本：商標が標準の書体による文字により表示されていない場合に限り、商標印刷見本を提出しなければなりません。
- (3) 委任状
- (4) 優先権証明書：優先権を主張する場合。

★ハンガリーでは、一出願多区分制が採用されています。

3. 料金表（単位：ハンガリーフォリント HUF）

(1) 出願料

* 1区分の場合	7 4 8 0 0
* 追加1区分	3 2 0 0 0
* 団体商標	3 2 0 0 0 0
* 追加1区分	3 2 0 0 0

(2) 期間延長

* 最初の請求	4 8 0 0
* 2回目の請求	8 5 0 0
* 3回目以降の請求	1 6 0 0 0

(3) 譲渡、ライセンス登録

1 5 0 0 0

(4) 異議申立て

6 4 0 0 0

(5) 無効請求

1 2 8 0 0 0

(6) 取消し請求

1 2 8 0 0 0

4. 料金減免制度について

料金の減免制度は採用されていません。

5. 実体審査の有無

商標出願は実体審査の対象となります。

6. 出願公開制度の有無

商標出願については、出願公開制度が採用されております。

7. 審査請求制度の有無

商標出願は全件実体審査の対象となりますので、審査請求制度は採用されていません。

8. 出願から登録までの手続の流れ

商標出願については方式審査を経た後、実体審査が行われます。不登録事由として、絶対的拒絶理由及び相対的拒絶理由がありますが、職権審査では相対的拒絶理由は審査されません。先行するハンガリー国内及びハンガリーに拡張される国際登録については、出願商標との同一性調査が行われ、調査報告書が出願人に送付されます。また、先行する商標権者に対しては、請求により調査報告書が送付されます。

上記調査報告書の送付から1ヶ月経過後に、商標出願は出願公開されます。第三者は、出願公開された商標出願についての絶対的拒絶理由に関する情報を提供することができます。

出願人から提出された意見書及び補正書により不登録事由が解消されていないと認められる場合は拒絶査定がなされます。拒絶査定に対しては、30日以内にメトロポリタン裁判所に不服申し立てを行うことができます。

出願された商標が不登録事由に該当しないときは、出願公告がなされます。第三者は、出願公告から3ヶ月間、異議申立てを行うことができます。異議理由は、絶対的拒絶理由のみならず、相対的拒絶理由に基づいても行うことができます。

異議申立ての結果拒絶された場合を除き、商標出願はその後、商標登録されます。主な不登録事由は以下の通りです。

【主な不登録事由】

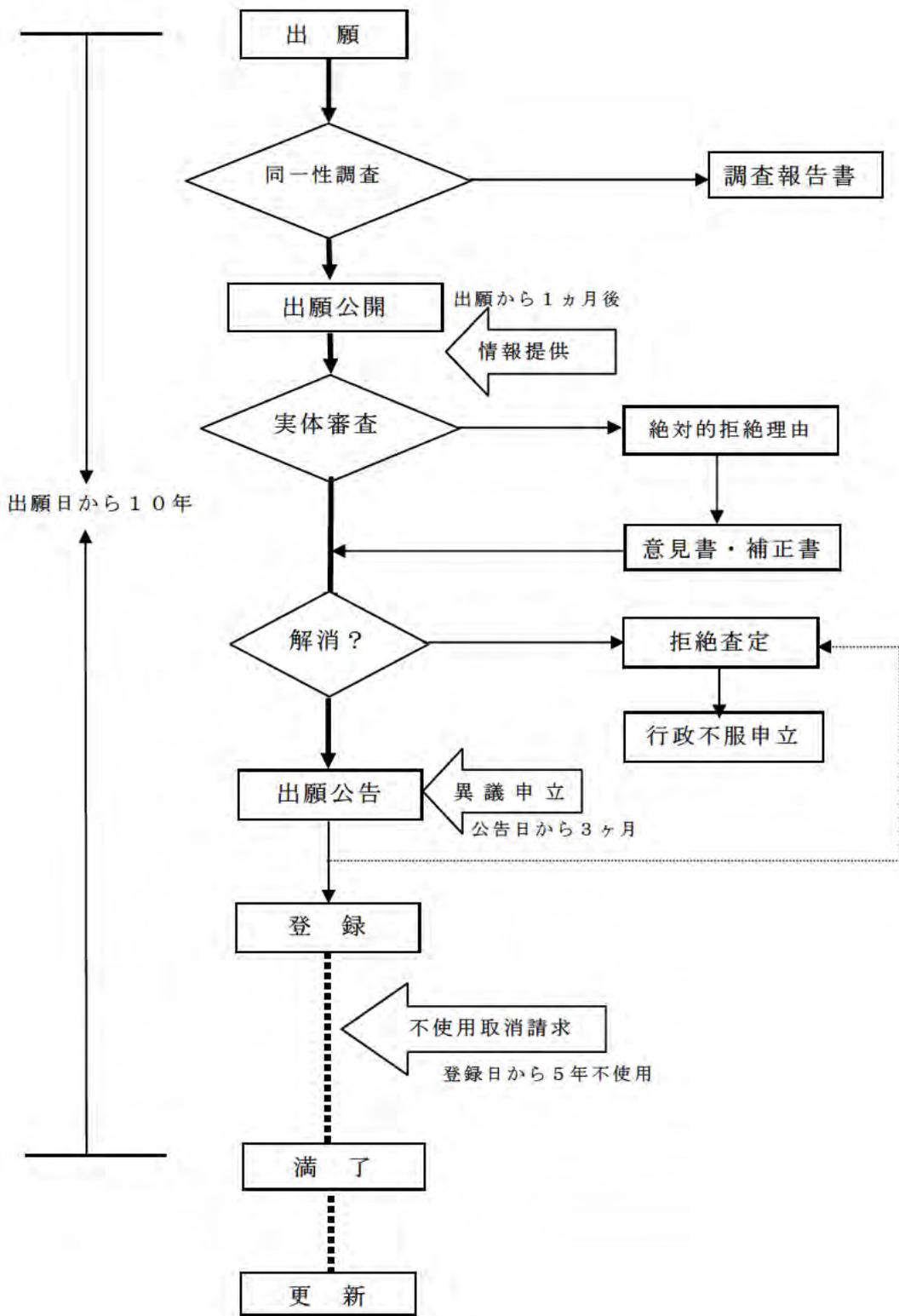
<絶対的拒絶理由>

- (1) 標章が視覚的に認識できないものである場合
- (2) 識別性がない場合
- (3) 公序良俗に反する場合
- (4) 商品又はサービスについて誤認混同を与える場合
- (5) 悪意で出願された場合
- (6) 国家等の紋章、記章、公式保証印などからなる標章
- (7) 欧州共同体の地理的表示からなる標章

<相対的拒絶理由>

- (1) 他人の登録商標と同一又は類似であって、同一又は類似の商品について使用される商標

- (2) ハンガリーでの周知商標と混同が生じる程に類似している商標
 - (3) 先行する第三者の道徳的権利を害するおそれがある商標
 - (4) 先行する第三者の知的財産権（著作権、植物品種権などを含む）を害するおそれがある商標
 - (5) 正当な所有権者の承諾を得ずに代理店又は代表者が自己の名義で商標出願を行った場合
- ★上記の相対的拒絶理由は、先行権利者の承諾がある場合には解消できることがあります。



9. 存続期間及びその起算日

商標権の存続期間は、出願日から起算して10年です。存続期間は10年間ずつ更新することができます。存続期間を更新するためには、存続期間の最後の12ヶ月間に更新登録出願をしなければなりません。使用証明は不要です。

10. 出願時点での使用義務の有無

出願時点での商標の使用義務はありません。

11. 保護対象

商標とは、視覚的に認識できる標識であって、ある企業の商品・サービスと他の企業のそれらとを識別可能なものと定義されています。したがって、単語、個人名、スローガンを含む単語の組み合わせ、商品の形状、商品の包装の形状、2次元又は3次元の図形、絵画、色彩又は色彩の組み合わせ、視覚的信号又は聴覚的信号、ホログラムなどは商標登録が可能となっています。

12. 留意事項

(1) 不使用取消し制度

登録商標が、正当な理由なく継続して5年以上使用されていない場合には、請求により登録が取り消されます。「使用」とは名目的なもの、例えば5年間に一度の広告などでは不十分とされています。したがって、外国人は、ハンガリー国内の定期刊行物に登録商標の広告を行うことが望ましいとされています。

なお、登録された商品、サービスが複数ある場合に、その一部についてのみ使用している場合には、不十分な使用と認定される場合もあるようですので注意が必要です。

(2) 無効制度

商標登録が、絶対的拒絶理由（識別性の欠如、混同のおそれなど）又は相対的拒絶理由に違反してなされたことを理由として商標登録の無効を請求することができます。但し、請求人の先行商標との抵触を理由とする場合であって、請求人が後願者（被請求人）の使用を知らず5年間黙認していた場合には、無効請求は認められません。

(3) 欧州共同体商標制度

ハンガリーは欧州共同体に加盟していますので、ハンガリー国内商標に加えて共同体商標による保護を受けることも可能です。

(4) 国際商標登録

ハンガリーは、標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書の加盟国ですので、国際登録出願経路によりハンガリーで保護を受けることも可能です。

す。国際登録出願経由の場合には、早期審査の請求をすることも可能となっています。

(5) 譲渡、ライセンス

商標権又は商標出願は、業務の移転を伴わずに譲渡することが可能です。ライセンス契約は、独占的又は非独占的のいずれの場合でも、必ず書面で行う必要があります。

譲渡、ライセンスの登録は義務ではありませんが、紛争などを未然に防ぐためには登録することが望ましいとされています。